

○ 議会の議員その他非常勤の職員の西いぶり広域連合公務災害補償等に関する条例施行規則

〔平成12年3月28日
規則第26号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、議会の議員その他非常勤の職員の西いぶり広域連合公務災害補償等に関する条例（平成12年条例第24号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(室蘭市規則の準用)

第2条 この規則の施行については、議会の議員その他非常勤の職員の室蘭市公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年室蘭市規則第37号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。